

室教指第 17 号
令和 5 年 4 月 13 日

保護者の皆様へ

室蘭市教育委員会教育長

伊 藤 博 明

非常変災時における臨時休業の判断「基準」について（お知らせ）

皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育に対しまして、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、室蘭市教育委員会では、昨今の暴風警報等が頻発する状況を鑑み、児童生徒の安全確保に万全を期すため、裏面のとおり、非常変災時における臨時休業の判断基準についてお示ししております。

つきましては、今年度も改めてお知らせいたしますので、ご理解いただきますとともに、お子様の安全な登下校等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

室蘭市教育委員会教育指導参事 入村 貴行
Tel : 0143-22-5059 Fax : 0143-22-6602
E-mail : nyumura.takayuki@muroran.ed.jp

非常変災時における臨時休業の判断基準について

室蘭市教育委員会

1 室蘭市に「暴風（雨・雪）警報、特別警報」が発表される時

	警報等が出るタイミング	学校の対応	判断のタイミング
前日に	<ul style="list-style-type: none"> 翌日の登下校時間帯に、上記の「警報」が出されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、臨時休業 ・学校は、対応内容や留意点を保護者に連絡します。 ・家庭へのお知らせは、協議後、速やかに行います。 <p>※原則としているのは 【例】警報対象時間が午後4時以降とされるとき。帰宅する時間帯にかからないよう、下校時間を早めることで、児童生徒の安全が確保できるときは、朝から通常登校を行うこともあるからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市防災対策課や室蘭地方気象台等の情報に基づき、教育委員会と校長会が協議します。 ・結論は午後5時までに出示します。
当日朝に	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報が変化するなどして、登下校時間帯に、上記の「警報」が出されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、臨時休業 ・家庭へのお知らせ時間は朝6時以降が目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市防災対策課や室蘭地方気象台等の情報に基づき、教育委員会と校長会が協議します。 ・協議は朝5時から行い、6時までに結論を出示します。
学児校童に生い徒るときに	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の在校時間帯に、天候が激変し、上記の「警報」が出されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団下校を検討します。 ・下校時間の繰上、スクールバスの調整をします。 ・学校待機、引き渡しを行う場合は、お知らせします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市防災対策課や室蘭地方気象台等からの情報に基づき、教育委員会と校長会が協議し決定します。

2 その他

- (1) 大雪等によりスクールバスが運行できないときは、当日朝6時以降に連絡します。
- (2) 警報が出ていないものの暴風等のときは、教育委員会と学校等のパトロールや集団登下校、または、学校で待機させ保護者への引き渡しを行うこともあります。
- (3) 豪雨豪雪、地震、土砂災害の自然災害や大規模停電等については、本市防災対策本部等と連携しながら、状況に応じて判断し適切にお知らせします。
- (4) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成25年8月30日から運用しています。